



防災だより

消防本部防災対策課 電話：72-0131



〔第43号〕

～愛南町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について～

令和7年9月定例議会で『愛南町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例』が可決されました。この条例は、災害対策基本法の特例に基づき、災害発生時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を迅速に行うため、本人の同意を得なくても要支援者に関する情報を避難支援関係者に提供できるようにするものです。

1 避難支援関係者とは

＊消防機関(消防団)、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等を実施する者 等

2 名簿情報の提供を受けた者は

- ＊提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じる。
- ＊名簿情報は避難支援等以外の目的のために利用や提供をしない。
- ＊避難行動要支援者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 これからの流れ

- ＊情報提供について同意が得られていない方へ条例制定を文書で周知
- ＊名簿情報を避難支援関係者へ提供
- ＊避難支援関係者で要支援者の支援協力者等、支援の方法を検討を行っていきます。

この条例は災害発生時に避難支援を迅速に行うため、
平時から備えておくためのものです。
提供された名簿は、地域の避難訓練等に役立てられます。
日頃から地域との関係づくりを心がけ、
災害時にはお互いに協力できるようにしましょう。

ポイント

